

G-MIS の登録申請及び医療機能情報の新規報告について

大分県福祉保健部医療政策課

医療機関（病院、診療所、助産所）の管理者は、医療法第6条の3の規定に基づき、医療機能情報の報告を「G-MIS（医療機関等情報支援システム）」より行う必要があります。報告していただいた情報は、「医療情報ネット（ナビイ）」にて公表されます。医療機関を新規開設した際には、県民の皆様が医療機関を適切に選択できるよう、G-MIS の登録申請及び医療機能情報の報告（新規報告）をしていただきますようお願いいたします。

(G-MIS の登録申請及び新規報告方法)

①下記のとおり大分県ホームページにアクセスし、「4. G-MIS の登録申請」に掲載しておりますリンク先から、G-MIS の登録申請を行ってください。

「大分県ホームページ」→「組織でさがす」→「福祉保健部」→「医療政策課」→「医療情報の提供」→「医療機能情報の報告について」

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/12620/iryokinojohoseidoteikihokoku.html>



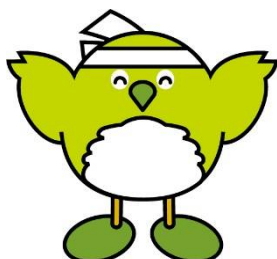
②約1～2週間後、G-MIS の登録申請が完了した旨のメールが G-MIS 事務局から届きますので、メールの案内に従って G-MIS へログインしてください。

③G-MIS により医療機能情報の新規報告を行ってください。詳細な報告方法は、上記の県ホームページに掲載しております。

〈G-MIS を使用できない医療機関等〉

上記記載の県ホームページにアクセスし、「2. 紙による報告」に掲載しております、紙の報告用紙を印刷後、必要事項を記入のうえご提出ください。提出先は、大分市の医療機関は大分県医療政策課、大分市以外の医療機関は所管の保健所・保健部です。

報告用紙を県ホームページから印刷できない場合は、大分市の医療機関は大分県医療政策課へ、大分市以外の医療機関は所管の保健所・保健部へご連絡ください。



【問い合わせ先】

大分県 福祉保健部 医療政策課 医務班

TEL : 097-506-2646

FAX : 097-506-1734

E-Mail : hotnet01@pref.oita.jp